

要介護認定等の資料提供申請書

東根市長 殿

介護(予防)サービス計画・介護(予防)サービス票の作成のため、下記の被保険者にかかる要介護認定等に関する資料提供を申請します。

なお、資料の取り扱いについては、調査票及び主治医意見書の取り扱いについての遵守事項を遵守します。

年 月 日

申請者	氏名		
	事業所名 所在地	TEL	印

(↓市記入↓)

(予防:委託の場合↓)

認定日	計画届出 チェック欄	提供資料 (必要なものに○)	被保険者番号	氏名	住所(地区)	委託 (2部)
/		調・特・意				
/		調・特・意				
/		調・特・意				
/		調・特・意				
/		調・特・意				
/		調・特・意				

(注意事項)

提供資料は、**調**認定調査票(概況調査・基本調査)、**特**認定調査票(特記事項)、**意**主治医意見書です。
 資料は地区ごと50音順で整理しております。地区を把握している場合は住所の記載は省略しても結構です。
 資料の提供は、**居宅サービス計画作成依頼届出提出済事業者及び入所施設**に限ります。
 (サービス提供のために必要な場合は、居宅介護支援事業者からの複写で対応してください。)

(市記入欄)

提供日	年 月 日	確認者名
-----	-------	------

* 届出済みの被保険者には○をつけ、届出のない場合は提供しないこと。(提供しない場合は取消線に対応)

(認定調査票及び主治医意見書の取り扱いについての遵守事項)

1. 介護(予防)サービス計画・サービス提供票の作成以外の目的には使用しないこと。
2. 居宅介護支援事業所に委託する場合、許可された居宅介護支援事業所以外に情報を提供しないこと。
3. 情報は、第三者はもちろん本人及び家族についても公開しないこと。
4. 情報は、介護(予防)サービス計画、サービス提供票の作成以外の目的で複写し又は複製しないこと。
5. 情報は、厳重に管理し、紛失、破損がないようにすること。ただし、利用者との契約が終了した場合は、個人情報の流出に特段の配慮をした上で、破棄すること。(シュレッダー等で破砕できない場合は、市福祉課へ返却してください。)
6. 本市から情報の返却を求められた時は、いつでもこれに応じること。